

## パブリック・コメントの案からの内容変更を伴う修正点

漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法の規定により、農林水産大臣の認可が必要となっておりますが、認可の過程で国からの指導に基づき、次の事項についてパブリック・コメントの案から内容の修正を行っています。

### 1 第39条第2項及び第3項

繁殖期あわび漁業及び繁殖期なまこ漁業の漁業時期を明記し、漁業の名称は記載しないこととした。

パブリック・コメントの案	公布文
<b>第39条第2項</b> 第4条第1項第1号の規定による許可を受けた者（繁殖期あわび漁業の許可を受けた者に限る。）が当該許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第1号及び第2号の規定は適用しない。	<b>第39条第2項</b> 前項の表の1の項及び2の項の規定は、第4条第1項第1号に掲げるあわび漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて7月1日から10月31日までの間に採捕する場合は、適用しない。
<b>第39条第3項</b> 第4条第1項第2号の規定による許可を受けた者（繁殖期なまこ漁業の許可を受けた者に限る。）が当該許可に基づいて採捕する場合は、第1項の表の第6号の規定は適用しない。	<b>第39条第3項</b> 第1項の表の6の項の規定は、第4条第1項第2号に掲げるなまこ漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて6月1日から7月31日までの間に採捕する場合は、適用しない。

### 2 第45条第1項柱書き、第2号及び第3号

漁業権又は知事許可漁業に基づかないあわび漁業及びなまこ漁業は漁業法で禁止されることとなったため、本条第1項は漁業者のみを規制する規定に改めた。

また、潜水器を使用するあわび漁業及びなまこ漁業の夜間操業は、漁業権に基づく漁業を本規則で、知事許可漁業は規則で規制せずに許可の条件で禁止することとした。

パブリック・コメントの案	公布文
<b>第45条第1項柱書き</b> 何人も、海面において次に掲げる漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。	<b>第45条第1項柱書き</b> 海面において次に掲げる漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。
<b>第45条第1項第2号</b> あわび漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）	<b>第45条第1項第2号</b> 第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づくあわび漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）
<b>第45条第1項第3号</b> なまこ漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）	<b>第45条第1項第3号</b> 第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づきなまこ漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）